

■豪州：7月1日から炭素税と資源税を導入

オーストラリアでは、炭素価格制度（カーボン・プライス・メカニズム）と鉱物資源利用税（MRRT）が2012年7月1日から導入された。炭素価格制度は事実上の炭素税で、CO₂の年間排出量2万5,000トン以上の企業（火力発電所含む）約300社に対して、初年度はCO₂換算1トン当たり23豪ドル（約1,900円）が課せられ、3年後の2015年7月からは排出量取引制度に移行する。鉱物資源利用税については、年間利益が1億2,500万豪ドル（約10.1億円）以上の鉄鉱石と石炭企業の利益に課税されるもので、税率は30%とされ、政府は今後3年間で1,060億豪ドル（約8,600億円）の税収を見込んでいる。